

介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに  
事務処理手順及び様式例の提示について（案釋）

与並びに介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅  
療養管理指導、介護予防福祉用具貸与並びに居宅介護支援及び介護予防支援は  
算定対象外とする。

平成 24 年 2 月 23 日

今般、平成 24 年度介護報酬改定において、介護職員の処遇改善の取組として、平成 23 年度まで実施していた「介護職員処遇改善交付金」の相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経済的な取り扱いとして、平成 27 年 3 月 31 日までの間、介護職員処遇改善加算を創設したところである。  
介護職員処遇改善加算の算定については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、「指定施設サービス等に要する費用の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成 12 年厚生省告示第 25 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）並びに「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いしたい。

1. 基本的考え方

介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）は、平成 23 年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であつた介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものである。

このため、当該交付金の交付を受けた介護サービス事業者は介護保険施設（以下「介護サービス事業者等」という。）は、原則として当該交付金による賃金改善の水準を維持することが求められる。  
なお、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸

2. 加算の仕組みと賃金改善の実施

(1) 加算の仕組み

加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算算算を加えた 1 月あたりの単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。サービス別加算率については、別紙 1 に掲げる表 1 を参照のこと。

(2) 賃金改善等の実施等

① 加算の算定額に相当する賃金改善の実施

介護サービス事業者等は、加算の算定額に相当する介護職員の賃金（還職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。

※ 介護サービス事業所又は介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）のサービス利用者数の大幅な減少などによる経営の悪化等により、事業の継続が著しく困難であると認められる理由がある場合には、適切に労使の合意を得た上で、賃金水準を見直すこともやむを得ないととの解釈を示す。

なれば、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

- ② 介護職員処遇改善計画書の作成
- ① 介護職員処遇改善計画書の記載事項  
加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「厚生労働大臣

が定める基準」(以下「算定基準」という。)第四号イ(2)に定める介護職員処遇改善計画書を、次の各号に掲げる記載事項について、別紙様式2により作成し、別紙様式3により都道府県知事等(介護サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、介護サービス事業所等の指定権者が市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)である場合は、市町村長とする。以下同じ。)に届け出ること。

一 加算の見込額 3により算定された額

二 賃金改善の見込額 各介護サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額(当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。)の総額であって、一の額を上回る額

三 賃金改善を行う賃金項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等を記載する。

四 賃金改善実施期間 原則4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月まで

五 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

II 必要書類の添付

加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善計画書に併せて、労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下同じ。)及び労働保険に加入していること力確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)(以下「計画書添付書類」という。)を添付し、都道府県知事等に届け出ること。

なお、都道府県知事等は、加算を算定しようとする介護サービス事業者等が、前年度に加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、その提出を省略させることができる。

- ③ キャリアバス要件等届出書の作成  
算定基準第四号イ(7)(以下「キャリアバス要件」という。)及び(8)(以下「定量的要件」という。)(以下「キャリアバス要件等」という。)については、次に掲げる基準の適合状況に応じた4の所定の率を計算額に乗じるものとする。
- キャリアバス要件等については、別紙様式6のキャリアバス要件等届出書を都道府県知事等に提出していることをもって要件に適合したものとする。
- なお、都道府県知事等は、加算を算定しようとする介護サービス事業者等が、過年度にキャリアバス要件等届出書の提出をしている場合において、当該届出書の内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。
- (キャリアバス要件)
- 次の二又は二に適合すること。
- 一 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- ア 介護職員の任用の際ににおける職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。
- ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。
- 二 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- ア 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa)又はb)に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
- b) 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、

休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

イ アについて、全ての介護職員に周知していること。

（定量的要件）

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改悪を除く。）の内容及び当該改善に要した費用の概算額を全ての介護職員に周知していること。

④ 複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等の特例

介護職員処遇改善計画書は、介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）である場合や介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができます。都道府県等（介護サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県、市町村長である場合は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の圏域を越えて所在する介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）についても同様とする。なお、この場合、別紙様式4により、別紙様式添付書類2及び添付書類3を添付して、都道府県知事等に届け出なければならない。また、介護職員の賃金改善に係る経費については、当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含むものとする。

なお、複数の介護サービス事業所等の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。

⑤その他  
計算の目的や、算定基準イ（5）を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

3. 加算の見込み額の計算  
①介護職員処遇改善計画書における加算の算定期額の見込み額は、次の計算による。

（別紙1に掲げる表1）  
（単位未満の端数切り捨て）

介護報酬総単位数×サービス別加算率（別紙1に掲げる表1）（単位未満の端数切り捨て）

介護報酬総単位数は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数とし、算定期を受ける年度における介護サービスの提供に係る見込み数を用いること。

また、計算の見込み額は、各サービス別に都道府県等ごとに作成するものとし、複数の介護サービスを提供する介護サービス事業所等においては、介護職員処遇改善計画書を一括作成する場合の計算の見込み額の計算については、別紙1に掲げる表1に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された単位（1単位未満の端数切り捨て）を合算すること。

なお、上記は計画を作成する際の加算の見込みの算定期方法であり、実際の介護報酬総額は、次の計算による。

（別紙1に掲げる表1）  
（単位未満の端数切り捨て）

4. 加算の単位数

年度内に支払われる加算の単位数は、介護報酬総単位数に、別紙1のサービス区分及び次の各号のキャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率を乗じて得た額（1単位未満の端数四捨五入）とする。  
一 算定基準イ（7）又は（8）のいずれか一方に適合する場合 90/100  
二 算定基準イ（7）又は（8）のいずれにも適合しない場合 80/100

5. 加算の停止

都道府県知事等は、介護職員処遇改善加算は、加算を算定する介護サービス事業者等が次の各号に該当する場合は、既に支給された加算の一部若しくは全

部を不正受給として返還させること又は加算を取り消すことができる。  
なお、複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）であつて一括して介護職員処遇改善計画を作成している場合、当該介護サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施する。指定権者間の協議に当たっては、都道府県が調整をすることが望ましい。

一 算定要件を満たさなかった場合  
二 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

6. 都道府県知事等への届出  
加算の算定を受けようとする介護サービス事業者等は、算定を受ける年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。  
ただし、介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。  
また、年度の途中で加算の算定を受けようとする介護サービス事業者は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。

7. 平成24年度当初の特例  
平成24年度については、平成24年度に介護職員処遇改善交付金の承認を受けていた介護サービス事業所等は、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、当該加算を支給することとする。この場合、各介護サービス事業者は、平成24年5月末までに、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に提出すること。  
なお、介護職員処遇改善交付金の承認を受けていない介護サービス事業所等（新たに都道府県知事等の指定を受ける介護サービス事業所等を含む。）の介護サービス事業者等については、加算の算定を受けようとする月の前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に提出すること。  
受ける場合は、平成24年3月20日までに介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に提出すること。

8. 都道府県知事等への変更の届出

介護サービス事業者は、加算を算定する際に提出した届出書、介護職員処遇改善計画書、計画書添付書類並びにキャリアパス要件等届出書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

- 一 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
- 二 別紙様式4により申請を行う事業者において、当該申請に関する介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別
- 三 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要

四 キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（キャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率が変動する場合又は②（2）③又は二の要件間の変更に限る。）があった場合は、キャリアパス要件等届出書の内容

9. 賃金改善の実績報告

介護サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあつた月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、以下の事項を含めた別紙様式④の介護職員処遇改善実績報告書を提出し、2年間保存することとする。

一 加算の総額  
二 賃金改善実施期間  
三 第二号の期間における次の事項  
ア 介護職員常勤換算数の総数  
イ 介護職員に支給した賃金総額  
ウ 介護職員一人当たり賃金月額

四 実施した賃金改善の方法

「基本給を介護職員平均で〇〇円改善した」など、具体的に記載すること。

五 第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業

主負担増加額を含む。)

賃金改善に要した費用については内訳を記載することとする。この場合、  
5の第三号の書類を添付することとし支えないとする。また、内訳  
の計算に当たつては、介護サービス事業者等の賃金改善方法等に応じた適  
切な方法によるものとする。

六 介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）  
第五号の額を第三号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）を記載する。

## 介護職員待遇改善計画書(平成 年度届出用)

サービス区分		キャリアパス要件等の適合状況に 応じた加算率	
表3の① に該当 (ア)	表3の② に該当 (イ)	表3の③ に該当 (ウ)	
・介護予防) 防間介護	4. 0 %		
・夜間対応型防間介護			
・定期巡回・随時対応型防間介護看護			
・介護予防) 防間入浴介護	1. 8 %		
・介護予防) 通所介護	1. 9 %		
・介護予防) 通所リハビリーション	1. 7 %		
・介護予防) 特定施設入居者生活介護	3. 0 %		
・地域密着型特待施設入居者生活介護			
・介護予防) 認知症対応型通所介護	2. 9 %		
・介護予防) 小規模多機能型居宅介護	4. 2 %		
・複合型サービス			
・介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3. 9 %		
・介護福祉施設サービス	2. 5 %		
・地域密着型介護老人福祉施設			
・介護予防) 短期入所生活介護	1. 5 %		
・介護保険施設サービス			
・介護予防) 短期入所療養介護(老健)	1. 1 %		
・介護療養施設サービス			
・介護予防) 短期入所療養介護 (病院等(老健以外))			

表2 加算算定期対象サービス		加算率
・介護予防) 防間看護		
・介護予防) 防間介護	0 %	
・介護予防) 福祉用具貸与		
・特定(介護予防) 福祉用具販売		
・介護予防) 居宅療養管理指導		
・居宅介護支援		
・介護予防支援		

表3 キャリアパス要件等の適合状況に関する区分	
① 2-(2)-③のキャリアパス要件をすべて満たす対象事業者	
② 2-(2)-③キャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たす対象事業者	
③ 2-(2)-③キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たしていない対象事業者	

(注)資金改善計画の実現に向けた取組について記載されたい。	
⑥ 介護職員賃金額 (月額平均)	円
⑦ 一人当たり介護職員 賃金額(月額平均)	円
(注)資金改善計画の実現に向けた取組について記載されたい。	
⑧ 介護職員賃金額 (月額平均)	円
⑨ 一人当たり介護職員 賃金額(月額平均)	円

(注)資金改善計画の実現に向けた取組について記載されたい。	
平成21年4月以後に実施した(又は実施予定)等項について必ず1つ以上〇をつけること。	
介護職員の人事制度の整備・非正規職員から正規職員への優待・職員の福利厚生の低減	
介護職員の昇給又は昇格等の条件の明確化・休眠制度、労働時間等の改善	
教育・研修能力向上が認められた職員への待遇、配属の反映	
職場環境の整備・資格取得、能力向上のための指標	
出席、子育て支援の強化・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化	
事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成・介護施設勤務等の職員の職務、整備等の改善	
労働安全衛生の徹底・職員の健康管理面の強化・職員総務、分室ベース等の整備	
その他の	

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。  
平成 年 月 日 (法人名)  
(代表者名) 印

## 介護職員処遇改善計画書(事業所一覧表)

## 介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

都道府県名	法人名	介護保険事業所番号	事業所の名称	サービス名
北海道		P1		
青森県		円		
岩手県		円		
宮城県		円		
秋田県		円		
山形県		円		
福島県		円		
茨城県		円		
栃木県		円		
群馬県		円		
埼玉県		円		
千葉県		円		
東京都		円		
神奈川県		円		
新潟県		円		
富山县		円		
石川県		円		
福井県		円		
山梨県		円		
長野県		円		
岐阜県		円		
静岡県		円		
愛知県		円		
三重県		円		
滋賀県		円		
京都府		円		
大阪府		円		
兵庫県		円		
奈良県		円		
和歌山县		円		
鳥取県		円		
島根県		円		
岡山県		円		
広島県		円		
山口県		円		
徳島県		円		
香川県		円		
愛媛県		円		
高知県		円		
福岡県		円		
佐賀県		円		
長崎県		円		
熊本県		円		
大分県		円		
宮崎県		円		
鹿児島県		円		
沖縄県		円		
全国計		円		

ページ数 / 総ページ数



班詩卷之四

般  
○○○

(法人名者)  
(代表者)

平成20年度介護職員待遇改善加算届出書

別表の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善計画書に関する届出書について、別添のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて届け出ます。

卷之三

(別紙様式2) 標題(内訳書類)、介護職員処遇改善計画書

THE JOURNAL OF CLIMATE

鄧道府槩知斯獄  
行

平成二十一年度  
農業政策問題研究会報告書

平定回疆方略

①	平成 年度介護職員処遇改善報酬総額	年報 年 月 ~ 年報 年 月		
②	加算による賃金改収実施期間			
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	円		
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総額)			
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	円		
⑥	③の期間において実施した賃金改収の概要 (改収した給与の項目及びその金額等について 具体的に記載すること)			
⑦	収支差額額(⑩)に要した費用の総額 (法定福利費等を含む)	円		
⑧	介護職員一人当たり賃金改収額(⑦+③)	円		

上記について想導をなして各證明いに | 実事

心之歌。  
年月日  
（法人名）  
（公章或签名）

三

## 介護職員処遇改善実績報告書(事業所一覧表)

## 介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

都道府県名	事業所の名称	サービス名	介護職員処遇改善助成金 が利用された場合は該当欄に 記入	資金収支所要概算 の原状として記入する
北海道			円	円
青森県			円	円
岩手県			円	円
宮城県			円	円
秋田県			円	円
山形県			円	円
福島県			円	円
茨城県			円	円
栃木県			円	円
群馬県			円	円
埼玉県			円	円
千葉県			円	円
東京都			円	円
神奈川県			円	円
新潟県			円	円
富山县			円	円
石川県			円	円
福井県			円	円
山梨県			円	円
長野県			円	円
岐阜県			円	円
静岡県			円	円
愛知県			円	円
三重県			円	円
滋賀県			円	円
京都府			円	円
大阪府			円	円
兵庫県			円	円
奈良県			円	円
和歌山县			円	円
鳥取県			円	円
島根県			円	円
岡山県			円	円
広島県			円	円
山口県			円	円
徳島県			円	円
香川県			円	円
愛媛県			円	円
高知県			円	円
福岡県			円	円
佐賀県			円	円
長崎県			円	円
熊本県			円	円
大分県			円	円
宮崎県			円	円
鹿児島県			円	円
沖縄県			円	円
全国計			円	円

ページ数 / ページ版  
全回計

※ 本様式の作成にあたっては、紙面の規範となる番組を添付すること。

別紙様式6

卷之三

ノルマニシテ

② ①に要した費用の概算額について	<p>主たる経費の名称（例：委託費、人件費、物品購入費等）</p> <p>平成 20 年 10 月から現在までに要した費用の額</p>
③	

11

卷之三





- いこと。
- ロ サービス提供責任者の配置の基準は、以下のいずれかに該当する員数を置くこととする。
- a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が四百五十時間又はその端数を増すごとに一人以上
- b 当該事業所の訪問介護員等の数が十人又はその端数を増すごとに一人以上
- 従って、例えば、常勤割合が比較的高いなど、訪問介護員等一人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が四百五十時間を超えていても、訪問介護員等の人数が十人以下であれば、bの基準によりサービス提供責任者は1人で足りることとなる(具体的には、例えば、常勤職員四人で、そのサービス提供時間が合わせて三百二十時間、非常勤職員が六人で、そのサービス提供時間が合わせて二百時間である場合、当該事業所の延べサービス提供時間は五百二十時間となるが、bの基準により、配置すべきサービス提供責任者は一人で足りることとなる)。
- なお、指定訪問介護事業者が、指定介護予防訪問介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一括して運営されている場合については、第二の3の定めるところにより、これらの各事業の訪問介護員等の人数又はサービス提供時間を合算して計算することができるものとする。
- ② 事業の規模に応じて常勤換算方法によることとされたが、その具体的な取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数(三十二時間を下回る場合は三十二時間を基本とする。)の二分の一以上に達している者でなければならない。
- イ ①のロのa又はbに基づき、一人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、訪問介護員等は、常勤換算方法
- で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を四百五十で除して得られた数(小数第一位に切り上げた数)又は訪問介護員等の数を十で除して得られた数以上とする。
- ロ イに基づき、常勤換算方法とする事業所については、①のロのa又はbに基づき算出されるサービス提供責任者数から一を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。
- ハ ①のロのa又はbに基づき、六人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法とする事業所については、①のロのa又はbに基づき算出されるサービス提供責任者の数に二を乗じて三で除して得られた数(一の位に切り上げた数)以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。
- 従って、具体例を示すと別表一又は二に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。
- ③ サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の職員から選任するものとすること。
- イ 介護福祉士
- ロ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修を修了した者
- ハ 同項に規定する一級課程の研修を修了した者
- ニ 同項に規定する二級課程の研修を修了した者であって、三年以上介護等の業務に従事したもの
- ④ ③の二に掲げる「二級課程の研修を修了した者であって、三年以上介護等の業務に従事したもの」とは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第一号に規定する「三年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的な取扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等
- いこと。
- ロ 利用者の数については、前三月の平均値を用いる。この場合、前三月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、三で除して得られた数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとする。
- ハ 当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するものを利用した者の当該月における利用者の数については、○・一人として計算すること。
- ② 利用者の数に応じて常勤換算方法によることとされたが、その具体的な取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数(三十二時間を下回る場合は三十二時間を基本とする。)の二分の一以上に達している者でなければならない。
- イ 利用者の数が四十人を超える事業所については、常勤換算方法とができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を四十で除して得られた数(小数第一位に切り上げた数)以上とする。
- ロ イに基づき、常勤換算方法とする事業所については、以下に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。
- a 利用者の数が四十人超二百人以下の事業所  
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から一を減じて得られる数以上
- b 利用者の数が二百人超の事業所  
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に二を乗じて三で除して得られた数(一の位に切り上げた数)以上
- 従って、具体例を示すと別表一に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。
- ③ サービス提供責任者については、訪問介護員等のうち、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成二十四年厚生労働省告示第〇号)各号に定める者であって、原則として常勤のものから専任するものとされたが、その具体的な取扱は次のとおりとする。
- イ 専ら指定訪問介護の職務に従事する者であること。
- ロ イにかかわらず、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。この場合、それぞれの職務については、第一の2の③にいう、同時並行的に行われる事が差し支えないと考えられるものである事から、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものである事。
- ④ サービス提供責任者の任用要件として、「三年以上介護等の業務に従事した者であって、二級課程を修了したもの」を定めているところであるが、この要件については暫定的なものである事から、指定訪問介護事業者は、これに該当するサービス提供責任者に介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと。

人①身中一已之權貴與其子孫，利用者比財才為強勢者，則其子孫亦必得其財富。人②身中一己之權貴與其子孫，利用者比財才為強勢者，則其子孫亦必得其財富。

9 廣場裏及以外一帶又擴大其賣貨責任者之販賣  
居宅基準第二十八條註、指定期間外賸賣業者的管理著之由一  
大體供貨責任者之發售分組於二八二七規則上之由之而為之、管理著以  
供銷者及之基準之管理著之能應此之能應者之基準第二章第十四  
大體供貨責任者之元的管理著之能應此之能應者之基準第二章第十四  
規則供貨責任者之基準之管理著之能應此之能應者之基準第二章第十四  
供銷者及之基準之管理著之能應此之能應者之基準第二章第十四  
居宅基準第二十八條註、指定期間外賸賣業者的管理著之由一

管理員及以下之六級供應責任者的獎勵  
獎勵標準第二十八條指出，捐贈助學金並貢獻卓著的管理員及以下之六級供應責任者，其獎勵分組比第二十二條規定凡屬之六級供應責任者，其獎勵標準第二章第四節獎勵及獎章的二一元的管理獎項或從事獎項者比照第二章第四節獎勵及獎章的二一元的管理獎項或從事獎項者比照。

<sup>14)</sup> 内容及序章標的說明及討論

本邦の通關業者等は、三月間の実務經驗の要件を達成した點に二點誤解がある。第一点は、外國人との交際慣習等の前段階問題である。第二点は、外國人との交際慣習等の算入を認めた點である。本邦の通關業者は、外國人との交際慣習等の要件を達成した點に二點誤解がある。第一点は、外國人との交際慣習等の前段階問題である。第二点は、外國人との交際慣習等の算入を認めた點である。

(1) 内容及对手稿的说明及同意  
重译它属于之基础  
(略)  
(2) 管理者 (略)  
取得之甚为大之努力努力研究之故  
其一为公使馆所长之报告  
其二为公使馆所长之报告  
其三为公使馆所长之报告  
其四为公使馆所长之报告  
其五为公使馆所长之报告  
其六为公使馆所长之报告  
其七为公使馆所长之报告  
其八为公使馆所长之报告  
其九为公使馆所长之报告  
其十为公使馆所长之报告

「四月廿二日生辰第廿九号原生者社  
公同慶、兄弟家屬同慶通報知悉」(昭和六十三年三月廿二日生辰第廿九号原生者社  
公同慶、兄弟家屬同慶通報知悉)別添2「介護施設主幹職員の職務の範囲等」を参考に大

供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

- ① (略)
- ② 同条第二項は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供するべきことを規定したものであるが、指定訪問介護事業所の訪問介護員等とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。

③ 同条第三項は、当該指定訪問介護事業所の従業者たる訪問介護員等の質の向上を図るために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。特に、訪問介護員のうち、三級課程の研修を修了した者については、できる限り早期に二級課程の研修若しくは介護職員基礎研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと。

(例)～(例) (略)

#### 4 基準該当訪問介護に関する基準

##### (1) 訪問介護員等の員数(居宅基準第四十条)

供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

- ① (略)
- ② 同条第二項は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供するべきことを規定したものであるが、指定訪問介護事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則(昭和六十一年厚生省令第四十九号)第一条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者(同法に規定する紹介予定派遣又は同法第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合を除く。)であってはならないことに留意すること。

③ 同条第三項は、当該指定訪問介護事業所の従業者たる訪問介護員等の質の向上を図るために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

(例)～(例) (略)

##### (2) 地域との連携

居宅基準第三十六条の二は、居宅基準第三条第二項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

(例)～(例) (略)

#### 4 基準該当訪問介護に関する基準

##### (1) 訪問介護員等の員数(居宅基準第四十条)

- 7 -

基準該当訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、三人以上と定められたが、これについては、訪問介護員等の勤務時間の多寡にかかわらず員数として三人以上確保すれば足りるものである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。その他については、指定訪問介護事業所の場合と同趣旨であるため第三の一の1の(1)及び(2)に準じて取り扱うべきものである。

なお、サービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。

(2)～(4) (略)

##### (5) 運営に関する基準

居宅基準第四十三条の規定により、居宅基準第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除き、指定訪問介護の運営に関する基準が基準該当訪問介護に準用されるものであるため、第三の一の3の(1)から(5)まで及び(7)から(8)まで((例)の①及び例を除く。)を参照されたい。この場合において、準用される居宅基準第二十条第二項の規定は、基準該当訪問介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(百分の九十を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問介護が複数の市町村において基準該当訪問介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

##### 二 訪問入浴介護

##### 1・2 (略)

##### 3 運営に関する基準

- (1)～(5) (略)
- (6) 準用

居宅基準第五十四条の規定により、居宅基準第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条及び第三十条から第三十九条ま

基準該当訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、三人以上と定められたが、これについては、訪問介護員等の勤務時間の多寡にかかわらず員数として三人以上確保すれば足りるものである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。その他については、指定訪問介護事業所の場合と同趣旨であるため第三の一の1の(1)に準じて取り扱うべきものである。

なお、サービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。

(2)～(4) (略)

##### (5) 運営に関する基準

居宅基準第四十三条の規定により、居宅基準第十五条、第二十条第一項、第二十五条、第二十九条の二並びに第三十六条第五項及び第六項を除き、指定訪問介護の運営に関する基準が基準該当訪問介護に準用されるものであるため、第三の一の3の(1)から(5)まで及び(7)から(8)まで((例)の①及び例を除く。)を参照されたい。この場合において、準用される居宅基準第二十条第二項の規定は、基準該当訪問介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(百分の九十を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問介護が複数の市町村において基準該当訪問介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

##### 二 訪問入浴介護

##### 1・2 (略)

##### 3 運営に関する基準

- (1)～(5) (略)
- (6) 準用

居宅基準第五十四条の規定により、居宅基準第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条及び第三十条から第三十九条ま



① 指定訪問看護事業所の管理者は、指示書に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならぬこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。

② 居宅基準第六十九条第二項は、指定訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際しては、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下「指示書」という。）の交付を受けなければならないこととしたものであること。

③～⑤ （略）

⑤～⑦ （略）

#### 四・五 （略）

#### 六 通所介護

##### 1 人員に関する基準

###### (1) 事業者の員数（居宅基準第九十三条）

① 指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合には、二単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

イ （略）

ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合

② 六時間以上八時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。

③ 提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所介護の単位ごとに生活相談員、

① 指定訪問看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下「指示書」という。）に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならぬこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。

② 居宅基準第六十九条第二項は、指定訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならぬこととしたものであること。

③～⑤ （略）

⑤～⑦ （略）

#### 四・五 （略）

#### 六 通所介護

##### 1 人員に関する基準

###### (1) 事業者の員数（居宅基準第九十三条）

① 指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであり、例えば、次のような場合には、二単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

イ （略）

ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合

また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。

② 七時間以上九時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。

③ 提供時間数に応じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる従業員を確保するとは、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するものであり、従業員の員数にかかわらず、提供時間数に応じた必要な勤務延時間数を確保する方法をいうものである。

④ 生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず、指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。

例えば、一単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を六時間とした場合、六時間の勤務時間数を一名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず六時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前九時から午後二時、午後一時から午後六時の二単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前九時から午後六時となり、提供時間数は九時間となることから、従業員の員数にかかわらず九時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

⑤ 基準第九十三条第三項にいう介護職員等については、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。

（確保すべき勤務延時間数の計算式）

・利用者数十五人まで

確保すべき勤務延時間数 = 平均提供時間数

・利用者数十六人以上

確保すべき勤務延時間数 = ((利用者数 - 15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数

※ 平均提供時間数 = 利用者ごとの提供時間数の合計 ÷ 利用者数

例えば、利用者数十八人、提供時間数を五時間とした場合、 $(18 - 15) \div 5 + 1 = 1.6$  なり、五時間の勤務時間数を一・六名分

介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する生活相談員の場合、その員数は一人となるが、提供時間帯の二分の一ずつの時間専従する生活相談員の場合には、その員数としては二人が必要となる。）。



士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に居宅基準上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が二人必要である場合、提供時間帯の二分の一ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては四人が必要となる。）。

また、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百人又はその端数を増すごとに一以上確保するとは、指定通所リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、所要時間一時間から二時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。

### ニ～ヘ (略)

- (2) 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合
- ① 医師（第一号）
    - イ 利用者の数が同時に十人を超える場合にあっては、(1)①を準用すること
    - ロ 利用者の数が同時に十人以下の場合にあっては、次に掲げる要件に適合していること
      - a 専任の医師が一人勤務していること。
      - b 利用者数は、専任の医師一人に対し一日四十八人以内であること。
  - ② 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第二号）

士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に居宅基準上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が二人必要である場合、提供時間帯の二分の一ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては四人が必要となる。）。

また、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百人又はその端数を増すごとに一以上確保するとは、指定通所リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、所要時間一時間から二時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指す。具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当する。

### ニ～ヘ (略)

- (2) 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合
- ① 医師（第一号）
    - イ 利用者の数が同時に十人を超える場合にあっては、(1)①を準用すること
    - ロ 利用者の数が同時に十人以下の場合にあっては、次に掲げる要件に適合していること
      - a 専任の医師が一人勤務していること。
      - b 利用者数は、専任の医師一人に対し一日四十八人以内であること。
  - ② 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（第二号）

- 15 -

### イ・ロ (略)

ハ 提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所介護の単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に居宅基準上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が二人必要である場合、提供時間帯の二分の一ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては四人が必要となる。）。

また、専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、○・一人以上確保されていることとし、所要時間一時間から二時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。

### イ・ロ (略)

ハ 提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に居宅基準上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が二人必要である場合、提供時間帯の二分の一ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては四人が必要となる。）。

また、専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、○・一人以上確保されていることとし、所要時間一時間から二時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。

この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指す。具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当する。

### ニ～ト (略)

## 2 設備に関する基準

- (1) (略)
- (2) 指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との関係については、第三の六の2の②を参照されたい。

## 2 設備に関する基準

- (1) (略)
- (2) 指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との関係については、第三の六の2の②を参照されたい。ただし、保険医療機関が医療保険の脳血管リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関において、一時間以上二時間未満の指定通所リハビリテーションを実施する際には、指定通所リハ

③ 回家第四步：指定期用具的提供者是家庭成员，使用方便、经济实惠、耐用可靠。

④ 使用方法：指定期用具的提供者是家庭成员，使用方便、经济实惠、耐用可靠。

⑤ 使用方法：指定期用具的提供者是家庭成员，使用方便、经济实惠、耐用可靠。

⑥ 使用方法：指定期用具的提供者是家庭成员，使用方便、经济实惠、耐用可靠。

⑦ 使用方法：指定期用具的提供者是家庭成员，使用方便、经济实惠、耐用可靠。

⑧ 使用方法：指定期用具的提供者是家庭成员，使用方便、经济实惠、耐用可靠。

本机的同轴线〔广播级〕使用方法、使用上的注意事项、接线时的注意事项等请参考「大卖器」说明书。当连接使用工具的接线端子时、接线端子的接触部分请用螺丝刀等工具将其与导线紧紧地拧成。在取下接线端子时、请勿用力过大以免损坏接线端子。

卷之三

② 同樂第三步：指認錯就用具身的錯就當大大的錯。

另外，圆珠笔第四回的描写用以体现理论批评家们对工具的依赖。在具体分析圆珠笔第四回的描写时，我们可以看到，圆珠笔第四回的描写是通过“圆珠笔”这个工具来表现的。圆珠笔第四回的描写中，“圆珠笔”这个工具被用来表达一种思想，即“圆珠笔”的使用方法。圆珠笔第四回的描写中，“圆珠笔”这个工具被用来表达一种思想，即“圆珠笔”的使用方法。圆珠笔第四回的描写中，“圆珠笔”这个工具被用来表达一种思想，即“圆珠笔”的使用方法。

① 告警基準第百十九條註：指定期間使用具備監視及回復功能的設備，定期檢測與其連接的外接設備的效能，並記錄檢測結果。

⑫(略) 亂世の政治小説で、政治小説の特徴を最もよく示すものとされる。主人公の「我」は、元老院議官の子孫で、父の死後、家業を継ぎ、元老院議官となる。しかし、元老院議官としての立場から、政治小説の特徴を最もよく示すものとされる。主人公の「我」は、元老院議官の子孫で、父の死後、家業を継ぎ、元老院議官となる。しかし、元老院議官としての立場から、政治小説の特徴を最もよく示すものとされる。

②. ③. (略) (略) (略) (略) (略)

① (略) (略) (略) (略) (略)

(1) 製作機械等の工具  
3. 運営に依る工具基盤  
(2)~(4). (略)

②. 品質標準をもつて工具の選定  
1. 工具、利用申込書の受付、相談等に対する窓口の迅速即応性。  
2. 大工機構等の工具の販売。

(1) 品質標準をもつて工具の選定  
1. 工具、利用申込書の受付、相談等に対する窓口の迅速即応性。  
2. 大工機構等の工具の販売。

① (略) (略) (略) (略) (略)

②. ③. (略) (略) (略) (略) (略)

① 縱使用具專門掛鐵鏈的範圍也已泛濫，分離保險鎖頭合（平成十九年政令第四百二十二號。以下「政令」六、五）。第三條の二第三項は、第三項の二の規定を適用するに當る。

1. 大自然圖說 32 集

~三九三 (總) 第二十一編 資政與社會

(續) 3

(3) (略)

④ 利用定期会医療保険の「加入手引」で必要な書類を

第二步是通过观察、分析、比较，找出事物的共同点和不同点，从而揭示事物的本质属性。

第二步：在对称轴上利用对称性，先画出左支，再根据对称性画出右支。

① 電子基座第百九十九集註：指定期權使用具發送信號之電子基座用具專門相應的裝置的方針、手標名稱轉化為文字的行為、編址、編址、第四級指標具備識別能力的標識各自進行了必要的修改。另外，第四級指標具備識別能力的標識各自進行了必要的修改。如果有文字或者行為在其他文字裏英文寫成英文、已經合規化了的、專門的技術語言進行了標識化的工作、已經進行了標識化的工作。

(略) (略) (略) (略)

第一、单机架需要根据各种参数选择合适的机架，以保证其稳定性。  
第二、单机架需要根据各种参数选择合适的机架，以保证其稳定性。  
第三、单机架需要根据各种参数选择合适的机架，以保证其稳定性。  
第四、单机架需要根据各种参数选择合适的机架，以保证其稳定性。

通常的專業的測量地塊以外的地塊如林木、指定期限使用具備  
每家行之適合的交通工具

② 同案第三項は、指定権使用契約当事者間、指定権使用契約

～(4) (略)  
「どうぞ確実に手の上にあります。相談等は別途お手のうに通じます」

第三回 蘭香院內喜事多  
賈母賜金玉良緣

據此使用工具與已係之操作電器電火一已非專業者指定要受付之款額應由誰負擔為宜

① 設置専用工具用組合器具(別冊付)を準備(電子基盤第百九十四条)

人體工學椅子的基本知識

(卷) 二〇 (四)

(號)

③ 同条第一項第五号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

また、必要に応じて隨時、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

生管理、保守・点検を確実に実施すること。

④ 同条第五号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

また、必要に応じて随时、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

⑤ 福祉用具貸与計画の作成

イ 居宅基準第百九十九条の二第一項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。

ロ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。

なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

ハ 福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

ニ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないもの

- 19 -

-396-

(4)・(5) (略)

(6) 衛生管理等（居宅基準第二百三条）

① 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。

であり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

なお、福祉用具貸与計画は、居宅基準第二百四条の二第二項の規定に基づき、二年間保存しなければならない。

(4)・(5) (略)

(6) 衛生管理等（居宅基準第二百三条）

① 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。

なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。

②～⑤ (略)

(7) 記録の整備

居宅基準第二百四条の二により、整備すべき記録は以下のとおりであること。

① 福祉用具貸与計画

② 提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録

③ 3の⑥の③の確認の結果の記録及び④の指示の文書

④ 準用される居宅基準第二十六条に係る市町村への通知に係る記録

⑤ 準用される居宅基準第三十六条第二項に係る苦情の内容等の記録

⑥ 準用される居宅基準第三十七条第二項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

4 (略)

十二 特定福祉用具販売

1・2 (略)

- 20 -

- 20 -



- ② 同条第四号は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものである。同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。
- ③ 同条第五号は、福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。

所ごとに定めるもので差し支えない。  
② 同条第三号は、介護予防福祉用具貸与計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

③ 同条第四号から第六号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明等について定めたものである。介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

なお、介護予防福祉用具貸与計画は、予防基準第二百七十五条第二項の規定に基づき、二年間保存しなければならない。

④ 同条第九号は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものである。同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明するものとする。

⑤ 同条第十号は、福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。

特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規

- 23 -

定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確實に実施すること。

⑥ 同条第十一号から第十三号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしている。

ただし、事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも一回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

④ 同条第六号は、介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員（以下④において「担当職員」という。）は、当該計画へ指定介護予防福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

また、必要に応じて随時、担当職員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。



三千五百十時間超三千六百時間以下	八	六
三千六百時間超四千五十時間以下	九	六
四千五十時間超四千五百時間以下	十	七
四千五百時間超四千九百五十時間以下	十一	八
四千九百五十時間超五千四百時間以下	十二	八
五千四百時間超五千八百五十時間以下	十三	九
五千八百五十時間超六千三百時間以下	十四	十
六千三百時間超六千七百五十時間以下	十五	十
六千七百五十時間超七千二百時間以下	十六	十一

二百八十人超三百二十人以下	八	六
三百二十人超三百六十人以下	九	六
三百六十人超四百人以下	十	七
四百人超四百四十人以下	十一	八
四百四十人超四百八十人以下	十二	八
四百八十人超五百二十人以下	十三	九
五百二十人超五百六十人以下	十四	十
五百六十人超六百人以下	十五	十
六百人超六百四十人以下	十六	十一

別表二

別表二  
通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員等の勤務時間数の具体例（単位ごと）

訪問介護員等の数	①のaまたはbに基づき置かなければならぬ常勤のサービス提供責任者数	當勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数
十人以下	二	二
十一人以上二十人以下	三	二
二十一人以上三十人以下	三	二
三十一人以上四十人以下	四	三
四十一人以上五十人以下	五	四
五十一人以上六十人以下	六	四
六十一人以上七十人以下	七	五
七十一人以上八十人以下	八	六
八十一人以上九十人以下	九	六

		平均提供時間数						
		3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
利 用 者	5人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	10人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	15人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	16人	3.6 時間	4.8 時間	6.0 時間	7.2 時間	8.4 時間	9.6 時間	10.8 時間
	17人	4.2 時間	5.6 時間	7.0 時間	8.4 時間	9.8 時間	11.2 時間	12.6 時間
	18人	4.8 時間	6.4 時間	8.0 時間	9.6 時間	11.2 時間	12.8 時間	14.4 時間

- 27 -

九十一人以上百人以下	十	七
百一人以上百十人以下	十一	八
百十一人以上百二十人以下	十二	八
百二十一人以上百三十人以下	十三	九
百三十一人以上百四十人以下	十四	十
百四十一人以上百五十人以下	十五	十
百五十一人以上百六十人以下	十六	十一

19人	時間	時間	時間	時間	時間	時間
	5.4 時間	7.2 時間	9.0 時間	10.8 時間	12.6 時間	14.4 時間
20人	時間	時間	時間	時間	時間	時間
	6.0 時間	8.0 時間	10.0 時間	12.0 時間	14.0 時間	16.0 時間



成日」という。)が平成十二年四月一日から平成十四年三月三十日までの間である場合 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において作成日に応当する日イ 作成日が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間である場合 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間において作成日に応当する日(作成日に応当する日がない月においては、その月の翌月の初日)ウ 作成日が、平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間である場合 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において作成日に応当する日

(5)・(6) (略)

(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

基準第十三条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである。

①～⑥ (略)

⑦ 課題分析における留意点(第七号)

介護支援専門員は、解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協

(5)・(6) (略)

(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

基準第十三条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである。

なお、利用者の課題分析(第六号)から居宅サービス計画の利用者への交付(第十一号)に掲げる一連の業務については、基準第一条に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効率的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。

①～⑥ (略)

⑦ 課題分析における留意点(第七号)

介護支援専門員は、解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。

- 3 -

協働関係の構築が重要であり、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならぬ。なお、このため、介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。

また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、基準第二十九条第二項の規定に基づき、当該記録は、二年間保存しなければならない。

⑧～⑯ (略)

⑭ 居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取(第十四号)

介護支援専門員は、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合など本号に掲げる場合には、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合等が想定される。

当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、基準第二十九条第二項の規定に基づき、当該記録は、二年間保存しなければならない。

また、前記の担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存について同様である。

⑮ 居宅サービス計画の変更(第十五号)

介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第十三条第三号から第十一号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。

この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならぬ。なお、このため、介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。

また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、基準第二十九条第二項の規定に基づき、当該記録は、二年間保存しなければならない。

⑮～⑯ (略)

⑭ 居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取(第十四号)

介護支援専門員は、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合など本号に掲げる場合には、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めるができるものとする。なお、ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。

当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については記録するとともに、基準第二十九条第二項の規定に基づき、当該記録は、二年間保存しなければならない。

また、前記の担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存について同様である。

⑮ 居宅サービス計画の変更(第十五号)

介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第十三条第三号から第十一号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。

你若、和用者的希望比了多麼你更甚（你一已不提供日與的更等）竊可聯合以謀合併、此必要使你亦有之才也。尤甚、和用者的希望比了多麼你更（你一已不提供日與的更等）比規定尤大也並以你為尤大的你必申而盡矣。

② 指定介護予防支援業務の受託上限（第二十五号）

指定居宅介護支援事業者は、法第百五号の二十一第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けることができるが、当該委託を受けることができる利用者（基準第十三条第二十五号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域（厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第二十四号）に定める地域と同じ。）に住所を有する利用者を除く。）の数は、常勤換算方法で算定した介護支援専門員一人につき八人を限度とする。この場合、事業所全体でこの上限を下回っていれば、適切な範囲で、介護支援専門員同士で役割分担を行うことは差し支えない。なお、指定居宅介護支援事業者は、その業務量等を勘案し、当該上限の範囲内であっても指定介護予防支援業務を受託することによって、当該指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(8)～(10) (略)

4 (略)

③ 指定介護予防支援業務の受託に関する留意点（第二十五号）

指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援業務を受託するにあたっては、その業務量等を勘案し、指定介護予防支援業務を受託することによって、当該指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(8)～(10) (略)

4 (略)

第五章 行政管理	
1~3 (略)	第一·二 (略)
1~3 (略)	第三·四 (略) (基準省令第三条)
4. 經過措置等 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
5. 賽場行腳事務 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
6. 活動及公眾服務 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
7. 活動及公眾服務 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
8. 活動及公眾服務 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
9. 活動及公眾服務 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
10. 活動及公眾服務 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
11. 活動及公眾服務 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
12. 活動及公眾服務 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
13. 活動及公眾服務 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
14. 活動及公眾服務 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
15. 活動及公眾服務 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
16. 活動及公眾服務 (基準省令附則第四条、第五条、第七条、第八条、第九条)	(略)
17~32 (略)	第五 (略)

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に關する基準(平成12年3月17日告示第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通達)



(從更廣泛的下級部)

(1) 聽聽他耳朵裏塞進來的平底鉗子。他把頭顱子打開了，露出來的是一塊塊的白骨頭，像一塊塊的冰一樣，沒有血肉，沒有神氣，只有死樣活潑。

(2) 他全副的戎裝穿在身上，頭上戴着一頂圓圓的軍帽，帽沿兒是黑色的，帽頂兒是銀色的，上面刻着一個大大的「八」字，帽後面繫着一條紅帶子，帶子上繡着一個金黃色的「中國人民解放軍」的字樣，還繡着一個五角星。

(3) 他把頭顱子打開了，露出來的是一塊塊的白骨頭，像一塊塊的冰一樣，沒有血肉，沒有神氣，只有死樣活潑。

(4) 他全副的戎裝穿在身上，頭上戴着一頂圓圓的軍帽，帽沿兒是黑色的，帽頂兒是銀色的，上面刻着一個大大的「八」字，帽後面繫着一條紅帶子，帶子上繡着一個金黃色的「中國人民解放軍」的字樣，還繡着一個五角星。

(5) 他全副的戎裝穿在身上，頭上戴着一頂圓圓的軍帽，帽沿兒是黑色的，帽頂兒是銀色的，上面刻着一個大大的「八」字，帽後面繫着一條紅帶子，帶子上繡着一個金黃色的「中國人民解放軍」的字樣，還繡着一個五角星。

あることを満たしていないものについては、本則の基準を満たしている施設との均衡に配慮した介護報酬上の評価を行うこととする。ただし、療養室が談話室に近接して設けられているものについては、本則の基準から、当該談話室の面積を当該談話室に近接する療養室の定員数で除した面積を減じた面積以上を満たす場合は、この限りでない。

- (7) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る診察室については、当該介護老人保健施設の入所者及び併設される病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該病院又は診療所の施設を利用することで足り、当該介護老人保健施設は有しなくてもよいこととした（基準省令附則第十四条）。
- (8) 一般病床、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室の面積は、四十平方メートル以上であればよいこととした。なお、当該転換を行って開設する介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとした（基準省令附則第十五条第一項）。
- 一般病床、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂の面積は、入所者一人当たり一平方メートル以上であればよいこととした（基準省令附則第十五条第二項）。
- (9) 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂の面積は、次の①又は②に掲げるいず

(7) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る診察室については、当該介護老人保健施設の入所者及び併設される病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該病院又は診療所の施設を利用することで足り、当該介護老人保健施設は有しなくてもよいこととした（基準省令附則第十四条）。

(8) 一般病床、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室の面積は、四十平方メートル以上であればよいこととした。なお、当該転換を行って開設する介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとした（基準省令附則第十五条第一項）。

一般病床、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂の面積は、入所者一人当たり一平方メートル以上であればよいこととした（基準省令附則第十五条第二項）。

(9) 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室及び食堂の面積は、次の①又は②に掲げるいず

- 3 -

れかに適合するものであればよいこととした（基準省令附則第十六条）。

①・②（略）

(10) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物の耐火構造については、基準省令第四条第一項第一号の規定は適用せず、建築基準法の基準によるものでよいこととした（基準省令附則第十七条）。

(11) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、転換前の医療法による基準と同等のものでよいこととした（基準省令附則第十八条）。

(12)（略）

かに適合するものであればよいこととした（基準省令附則第十六条）。

①・②（略）

(10) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物の耐火構造については、基準省令第四条第一項第一号の規定は適用せず、建築基準法の基準によるものでよいこととした（基準省令附則第十七条）。

(11) 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、転換前の医療法による基準と同等のものでよいこととした（基準省令附則第十八条）。

(12)（略）

第四・第五（略）

○ 普尼外國籍藝人及藝團演員證件之基準化-2017(平成12年3月17日告令第45号) 平生省管藝人保證書(公印鑑證件通知)(表更換(下線部分))

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号		事業所区分	施設等の区分	入質配置区分	そ の 他	該 当 す る	体 制 等	割 引
各サービス共通					1 1級地 8 5級地の2 6 2級地 4 6級地 9 3級地 2 5級地 3 その他の 5 5級地	1なし 2あり	1なし 2あり	
11 訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 遠院等業務降低				特別地域加算 日中の身体介護20分未満体制 サービス提供責任者体制 同一建物に居住する利用者の減算 特定事業所加算 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) 介護職員処遇改善加算	1なし 2あり 1なし 2あり 1なし 2減算あり 1なし 2あり 1なし 2加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1非該当 2該当 1非該当 2該当 1なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	1なし 2あり	
12 訪問入浴介護					同一建物に居住する利用者の減算 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1なし 2あり 1なし 2あり 1非該当 2該当 1非該当 2該当 1なし 2あり 1なし 2加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	1なし 2あり	
13 訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応型サービス運営				同一建物に居住する利用者の減算 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制 サービス提供体制強化加算	1なし 2あり 1なし 2あり 1非該当 2該当 1非該当 2該当 1なし 2あり 1対応不可 2対応可 1なし 2あり 1なし 2加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	1なし 2あり	
14 訪問リハビリーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設				同一建物に居住する利用者の減算 サービス提供体制強化加算 時間延長サービス体制 職員の欠員による減算の状況 時間延長サービス体制	1なし 2あり 1なし 2あり 1なし 2看護職員 3 介護職員 1対応不可 2対応可 1なし 2あり	1なし 2あり	
15 通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所(Ⅰ) 7 大規模型事業所(Ⅱ) 5 療養通所介護事業所				入浴介助体制 個別機能訓練体制 若年性認知症利用者受入加算 栄養改善体制 口腔機能向上体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1なし 2あり 1なし 2加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1なし 2あり 1なし 2あり 1なし 2あり 1なし 2あり 1なし 2加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1なし 2加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	1なし 2あり	

4 通常規模の事業所(病院・診療所) 7 通常規模の事業所(介護老人保健施設) 5 大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所) 8 大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設) 6 大規模の事業所(Ⅲ)(病院・診療所) 9 大規模の事業所(Ⅳ)(介護老人保健施設)	16 通所リハビリテーション	職員の次員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 聴覚療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	1 対応不可 2 対応可				
		時間延長サービス体制	1 なし 2 あり					
		入浴介助体制	1 なし 2 あり					
		認知症期集中ハーディテーション	1 なし 2 あり					
		若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり					
		口腔機能向上体制	1 なし 2 あり					
		栄養改善体制	1 なし 2 あり					
		サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					
		介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ					
		特別地域加算	1 なし 2 あり					
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当					
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当					
		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型					
		職員の次員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員					
		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可					
		機能訓練指導体制	1 なし 2 あり					
		看護体制加算	1 なし 2 あり					
		介護職員配置加算	1 なし 2 あり					
		若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり					
		送迎体制	1 対応不可 2 対応可					
		摂取食事加算	1 なし 2 あり					
		緊急搬入所体制強化加算	1 なし 2 あり					
		サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ					
		サービス提供体制強化加算(空床型)	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ					
		介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ					
1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	21 短期入所生活介護		1 なし 2 あり					

			夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり
			リハビリテーション機能強化	1 なし 2 あり
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症ケア加算	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり
			リハビリテーション機能強化	1 なし 2 あり
			リハビリテーション提供体制	1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症ケア加算	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			特別療養費加算項目	1 重慶皮膚潰瘍指導管理 2 薬物管理指導
			療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			22 短期入所療養介護	
			5 介護老人保健施設(Ⅰ)	
			6 ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)	
			7 介護老人保健施設(Ⅲ)	
			8 ユニット型介護老人保健施設(Ⅳ)	



43 居宅介護支援		特別助成加算	1 なし 2 あり	
		特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当	
		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
職員の欠員による減算の状況		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
		ユニットケア体制	1 射水不可 2 射水可	
身体拘束施設取締の有無		身体拘束施設取締の有無	1 なし 2 あり	
		日常生活総支権加算	1 なし 2 あり	
看護体制加算		看護体制加算	1 なし 2 あり	
		夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
ユニットケア体制		ユニットケア体制	1 射水不可 2 対応可	
		個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
		常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
精神科医師定期的療養指導		精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
		障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
半看マネジメント体制		半看マネジメント体制	1 なし 2 あり	
		療養食加算	1 なし 2 あり	
看取り介護体制		看取り介護体制	1 なし 2 あり	
		在宅・入所相互利用体制	1 射水不可 2 対応可	
認知症等門ケア加算		認知症等門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
		サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
介護職員処遇改善加算		介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	

			夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 言語聴覚士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士
			職員の欠員による減算の状況	1 対応不可 2 対応可	
			ユニットケア体制		
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1 なし 2 あり	
			認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
			夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 言語聴覚士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
			特別療養費加算項目	1 重症皮膚疾患指導管理 2 薬剤管理指導	
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
			療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
			リハビリテーション提供体制	1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法	
			介護職員処遇改善加算	4 その他 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
52 介護老人保健施設	5 介護老人保健施設(Ⅰ)	1 痴養型			
	6 ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)	2 痴養強化型			
	7 介護老人保健施設(Ⅲ)				
	8 ユニット型介護老人保健施設(Ⅳ)				

1 患者型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	7 1 なし 2 対応不可 2 対応可		
職員の欠員による減算の状況		1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員				
ユニットケア体制		1 基準型 6 減算型				
看護環境基準		1 基準型 2 医療法施行規則第49条適用				
医師の配属基準		1 基準 2 あり				
若年性認知症利用者が入加算		1 なし 2 あり				
身体拘束防止取組の有無		1 なし 2 あり				
療養食加算		1 なし 2 あり				
栄養マネジメント体制		1 なし 2 あり				
特定診療費項目		1 重症皮膚疾患指導管理 2 薬剤管理指導法				
認知症専門ケア加算		1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ				
認知症短期集中リハビリーション加算		1 なし 2 あり				
サービス提供体制強化加算		1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
サービス提供体制		2 理学療法Ⅰ 3 作業療法Ⅰ 5 精神科作業療法 6 その他				
介護職員処遇改善加算		1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
ユニットケア体制		1 対応不可 2 減算型				
設備基準		1 基準型 2 あり				
若年性認知症利用者が入加算		1 なし 2 あり				
身体拘束防止取組の有無		1 なし 2 あり				
療養食加算		1 なし 2 あり				
栄養マネジメント体制		1 なし 2 あり				
特定診療費項目		1 重症皮膚疾患指導管理 2 薬剤管理指導法				
認知症専門ケア加算		3 集団コミュニケーション療法				
サービス提供体制強化加算		1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ				
サービス提供体制		1 なし 2 加算Ⅰ 3 作業療法 4 加算Ⅲ				
認知症短期集中リハビリテーション加算		1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
介護職員処遇改善加算		1 なし 2 あり				
職員の欠員による減算の状況		1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員				
ユニットケア体制		1 対応不可 2 対応可				
身体拘束防止取組の有無		1 なし 2 あり				
療養食加算		1 なし 2 あり				
栄養マネジメント体制		1 なし 2 あり				
サービス提供体制強化加算		1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
サービス提供体制		1 なし 2 加算Ⅰ 3 作業療法 4 加算Ⅲ				
認知症短期集中リハビリテーション加算		1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
介護職員処遇改善加算		1 なし 2 あり				
職員の欠員による減算の状況		1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員				
ユニットケア体制		1 対応不可 2 対応可				
身体拘束防止取組の有無		1 なし 2 あり				
療養食加算		1 なし 2 あり				
栄養マネジメント体制		1 なし 2 あり				
サービス提供体制強化加算		1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
サービス提供体制		1 なし 2 加算Ⅰ 3 作業療法 4 加算Ⅲ				
認知症短期集中リハビリテーション加算		1 なし 2 あり				
リハビリーション提供体制		1 なし 2 加算Ⅰ 3 作業療法 4 加算Ⅲ				
介護職員処遇改善加算		1 なし 2 あり				
職員の欠員による減算の状況		1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員				
ユニットケア体制		1 対応不可 2 対応可				
身体拘束防止取組の有無		1 なし 2 あり				
療養食加算		1 なし 2 あり				
栄養マネジメント体制		1 なし 2 あり				
サービス提供体制強化加算		1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
サービス提供体制		1 なし 2 加算Ⅰ 3 作業療法 4 加算Ⅲ				
認知症短期集中リハビリテーション加算		1 なし 2 あり				
リハビリーション提供体制		1 なし 2 加算Ⅰ 3 作業療法 4 加算Ⅲ				
介護職員処遇改善加算		1 なし 2 その他				
職員の欠員による減算の状況		1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
ユニットケア体制		1 対応不可 2 対応可				
身体拘束防止取組の有無		1 なし 2 あり				
療養食加算		1 なし 2 あり				
栄養マネジメント体制		1 なし 2 あり				
サービス提供体制強化加算		1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
サービス提供体制		1 なし 2 加算Ⅰ 3 作業療法 4 加算Ⅲ				
認知症短期集中リハビリテーション加算		1 なし 2 あり				
リハビリーション提供体制		1 なし 2 加算Ⅰ 3 作業療法 4 加算Ⅲ				
介護職員処遇改善加算		1 なし 2 その他				
3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 D 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型					
53 介護療養型医療施設						

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況)

事業所番号	事業所名	事業所区分	施設等の区分	人員配置区分	該当する	体制等
各サービス共通				地図区分		
11 訪問介護	身体介護 2 生活援助 3 通院等兼介助				特別地域加算 1 日中の身体介護20分未満休制 2 サービス提供責任者体制 3 同一建物に居住する利用者の減算 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 減算なし 2 減算あり 1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当
13 訪問看護	訪問看護ステーション 2 病院又は診療所定期巡回・随時対応型サービス連携				同一建物に居住する利用者の減算 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当
14 訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり
15 通所介護	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所(Ⅰ) 7 大規模型事業所(Ⅱ)				職員の次員による減算の状況 時間延長サービス体制 入浴介助体制 個別機能訓練体制 若年性認知症利用者受入加算 介護改善看体制 口腔機能向上体制	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

事業所番号		事業所番号									
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他	該 当	す る	休 制	制 約	割 引			
各サービス共通				1 1級地 8 5級地の2 6級地	6 2級地 4 6級地	7 3級地 9 6級地の2 5 その他の	2 4級地 3 5級地				
61 介護予防訪問介護			同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり					1 なし 2 あり		
			特別地域加算	1 なし 2 あり							
			サービス提供責任者体制	1 減算なし 2 減算あり							
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当							
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当							
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算1 3 加算II 4 加算III							
			同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり					1 なし 2 あり		
			特別地域加算	1 なし 2 あり							
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当							
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当							
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり							
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算1 3 加算II 4 加算III							
			同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり							
			特別地域加算	1 なし 2 あり							
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当							
			緊急時介護予防訪問看護加算	1 なし 2 あり							
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可							
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり							
			同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり							
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり							
			職員の文員による核算の状況	1 なし 2 管理職員 3 介護職員							
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり							
			生活機能向上グループ活動加算	1 なし 2 あり							
			運動器機能向上体制	1 なし 2 あり							
			栄養改善体制	1 なし 2 あり							
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり							
			事業所評価加算（申出）の有無	1 なし 2 あり							
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算1 3 加算II 4 加算III							
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算1 3 加算II 4 加算III							
65 介護予防通所介護											

66 介護予防施設リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士
			運動器機能向上体制	1 なし 2 あり
			栄養改善体制	1 なし 2 あり
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者入加算	1 なし 2 あり
			事業所責任加算(申込)の有無	1 なし 2 あり
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
67 介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に限る状況)	1 非該当 2 該当
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に限る状況)	1 非該当 2 該当
			夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			機能訓練指導体制	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
24 介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			看護食加算	1 なし 2 あり
			サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			サービス提供体制強化加算(空床型)	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ

1 介護老人保健施設（Ⅰ）	1 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 病算型
2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	2 在宅強化型	2 在宅強化型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			夜勤職員配慮加算	1 なし 2 あり
			リハビリテーション機能強化	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			療養食加算	1 なし 2 あり
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			夜間勤務条件基準	1 基準型 6 病算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			夜勤職員配慮加算	1 なし 2 あり
			リハビリテーション機能強化	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			特別療養費加算項目	1 重度皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導
			療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり
			療養食加算	1 なし 2 あり
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			リハビリテーション提供体制	1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他
			介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
25 介護予防短期入所療養介護	5 介護老人保健施設（Ⅱ）	1 療養型		
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）	2 療養強化型		
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）			
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）			



介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（生たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

		事業所番号										
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	人員配置区分	該当する	体制	等	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	その他
各サービス共通		地域区分		1	6	7	2級地の2	4級地の2	6級地の2	9級地の2	5級地の2	その他
61 介護予防訪問介護		特別地域加算		1	なし	2	あり					
		サービス提供責任者体制		1	複数なし	2	複数あり					
		同一建物に居住する利用者の減算		1	なし	2	あり					
		中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）		1	非該当	2	該当					
		中山間地域等における小規模事業所加算（機械に関する状況）		1	非該当	2	該当					
		同一建物に居住する利用者の減算		1	なし	2	あり					
		特別地域加算		1	なし	2	あり					
		中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）		1	非該当	2	該当					
		中山間地域等における小規模事業所加算（機械に関する状況）		1	非該当	2	該当					
		同一建物に居住する利用者の減算		1	なし	2	あり					
63 介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所											
64 シヨン	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設											
65 介護予防通所介護												

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。